

調査の概要等

I 工業統計調査の概要

1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の実施者

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村

3 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

4 調査の期日

令和2年工業統計調査（令和元年実績）は、令和2年6月1日現在で実施した。

事業所数、従業者数については令和2年6月1日現在、製造品出荷額等などの経理事項については平成31年1月～令和元年12月の実績により調査している。

注）平成29年工業統計調査から調査期日を6月1日（従前は12月31日）に変更。

本確報における年次は次のとおり。

- (1) 平成28年以降の数値は、表示年次翌年に実施した工業統計調査の結果に基づく数値。
- (2) 「平成23年」及び「平成27年」の数値は、「平成24年経済センサス-活動調査」及び「平成28年経済センサス-活動調査」の結果に基づく数値。
- (3) 上記以外の年次の数値は、表示年次に実施した工業統計調査の結果に基づく数値。

5 調査の範囲

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）で、従業者4人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）を調査の対象としている。

製造業とは、次の2つの条件を両方ともそなえている事業所をいう。

- (1) 主として新たな製品の製造加工を行う事業所
- (2) 製造加工した新たな製品を主として卸売する事業所

6 調査の種類

- (1) 甲調査 - 従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）
- (2) 乙調査 - 従業者4人以上29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）

7 調査の方法

従業者30人以上の事業所については「調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「調査票乙」を用いて次の方法で実施した。

- (1) 調査員調査方式 - 対象事業所に対し、調査員が調査票を個別に配布し、経済産業省が回収する方法
- (2) 本社一括調査方式 - 経済産業大臣が指定する企業へ、経済産業省が調査票を配布し、その傘下の対象事業所ごとに企業が調査票を記入し、一括して経済産業省へ提出する方法
- (3) 国直送調査方式 - 経済産業大臣が指定する事業所に、経済産業省が調査票を配布し、回収する方法

II 高知県工業統計補完調査の概要

1 調査の目的

高知県内における従業者数3人以下の製造業を営む事業所の活動状況を把握し、産業振興施策等の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の実施者

高知県

3 調査期日

令和2年高知県工業統計補完調査は、令和2年6月1日現在で実施した。

事業所数、従業者数については、令和2年6月1日現在、製造品出荷額等については、平成31年1月～令和元年12月の実績により調査している。

4 調査の範囲

高知県内で、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）で、従業者3人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）を調査の対象としている。

5 調査の方法

高知県が委託した民間事業者が、対象事業所に調査票を郵送し、回収する方法により実施した。

Ⅲ 統計表等の見方

1 集計項目の説明

(1) 事業所数

令和2年6月1日現在の数値である。ただし、休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷、並びに調査拒否の事業所については、集計の対象としていない。

なお、事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

令和2年6月1日現在の数値である。

従業者とは、次の①から⑧までに該当するものをいう。

本確報でいう従業者数は、以下の算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいう。

$$\begin{aligned} \text{従業者数} = & \text{①個人業主及び無給家族従業者} + \text{②有給役員} \\ & + \text{常用雇用者 (③正社員・正職員としている人} \\ & + \text{④ ③以外の人 (パート・アルバイトなど))} - \text{⑦送出者} \\ & + \text{⑧出向・派遣受入者} \end{aligned}$$

ア 「①個人業主及び無給家族従業者」とは、次のa、bに該当するものをいう。

a 「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいう。

b 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいう。ただし、手伝い程度のもは含まない。

イ 「②有給役員」とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当する。

ウ 「常用雇用者」とは、次のいずれかに該当するものをいい、「③正社員・正職員としている人」及び「④ ③以外の人 (パート・アルバイトなど)」に分けられる。

a 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれる。

b 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。

c 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業主としなかった他の人。

エ 「③正社員・正職員としている人」とは、常用雇用者のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいう。一般的に、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当する。

オ 「④ ③以外の人 (パート・アルバイトなど)」とは、常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「③正社員・正職員としている人」以外の人をいう。

カ 「⑤臨時雇用者」とは、「常用雇用者」に該当しない人(1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など)をいう。

キ 「⑦送出者」とは、「①個人業主及び無給家族従業者」、「②有給役員」、「常用雇用者」、「⑤臨時雇用者」に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいう。

ク 「⑧出向・派遣受入者」とは、別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

(3) 製造品出荷額等

2019年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

ア 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、2019年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のaからcについても製造品出荷に含まれる。

- a 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- b 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
- c 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、2019年中に返品されたものを除く）

イ 加工賃収入額とは、2019年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

ウ その他収入額とは、上記ア、イ及びくず廃物の出荷額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理工料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

(4) 付加価値額（粗付加価値額）

以下の算式により算出し、表章している。

ア 従業者30人以上

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} = & \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ & + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ & - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}^{(*1)}) \\ & + \text{推計消費税額}^{(*2)}) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

イ 従業者29人以下

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} = & \text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}^{(*1)}) \\ & + \text{推計消費税額}^{(*2)}) - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

*1:平成29年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

*2:推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

(5) 現金給与総額

2019年1年間に常用雇用者及び有給役員のうち、この事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額などをいう。

(6) 原材料使用額等

2019年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額である。

- ア 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- イ 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。
- ウ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- エ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- オ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係る支払額、委託生産額などの外注費は含まない。
- カ 転売した商品の仕入額とは、2019年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

(7) 生産額（従業者30人以上の事業所）

以下の算式により算出し、表章している。

$$\begin{aligned} \text{生産額} = & \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ & + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \end{aligned}$$

(8) 有形固定資産の額（従業者30人以上の事業所）

2019年1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

- a 土地
- b 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
- c 機械及び装置（附属設備を含む）
- d 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

イ 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

ウ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

エ 有形固定資産の投資総額は以下の算式により算出し、表章している。

$$\text{投資総額} = \text{取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減 (増加額} - \text{減少額)}$$

(9) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額である。原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(10) 工業用地及び工業用水（従業者30人以上の事業所）

ア 事業所敷地面積

令和2年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

イ 淡水・水源別用水量

工業用水とは、事業所内で生産のために使用される用水（従業員の飲料水、雑用水を含む）をいい、1日当たり用水量とは、2019年1年間に使用した工業用水の総量を2019年の操業日数で割ったものをいう。

- a 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水をいう。工業用水道とは、飲用に適さない工業用水に供給する水道（工業用水道）から取水した水をいう。上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水道（上水道）から取水した水をいう。
- b 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。
- c その他の淡水は、「a 公共水道」、「b 井戸水」及び「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水堀きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

2 記号及び注記

(1) 記号の用法

- 「-」：該当の数値がないもの
- 「0」：端数四捨五入による単位未満のもの
- 「△」：マイナスの数値であることを示すもの
- 「X」：事業所数が1又は2の数値で、個々の事業所の活動内容が判明する恐れがあるため秘匿としたもの。また、事業所数が3以上であっても、前後の関係から秘匿数値が判明する恐れがあるもの。ただし、秘匿した数値は、総数に含めている。

(2) 金額は、単位未満を四捨五入しているため、関係各欄の積み上げによる合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(3) 製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。なお、工業統計調査では、在庫額についても当ガイドラインに準じて、消費税込みに補正した上で結果表として集計している。

<ガイドライン> https://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

(4) 「平成23年」及び「平成27年」の数値は経済センサス-活動調査の調査結果のうち、工業統計調査の範囲に合わせるため次の全てに該当する製造事業所について集計したもの。

- ア 従業者4人以上の製造事業所であること
- イ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ウ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

注1) 「平成27年」の数値（「平成28年経済センサス-活動調査」）では、個人経営の事業所の調査事項を簡素化（一部廃止）し調査している。本確報では「事業所数」、「従業者数」及び「製造品出荷額等」の項目を集計しているが、「付加価値額」の項目は集計に含んでいないため、時系列で比較する際は、留意が必要。

注2) 工業統計調査と経済センサス-活動調査は母集団となる名簿情報がそれぞれ異なることなどから、比較に際しては留意が必要。

注3) 国公表の「平成27年」の「製造品出荷額等」は個人経営の事業所の数値を除くため、本確報とは一致しない。

注4) 「平成23年」の数値は、県独自集計を行っており、国の公表値とは一致しない。

(5) 産業分類別統計表と品目別統計表の関係

産業分類別統計表では、製造品が複数の品目にわたる事業所の産業分類は、生産するそれぞれの品目の製造品出荷額の大きさの割合によって決定される。

一方、品目別統計表は、産業分類別統計表の産業分類とは関係なく、各事業所が生産した品目毎に出荷額等を集計している。このため、産業分類別統計表と品目別統計表は一致しない。

(6) 産業分類の変更、調査項目の追加等により単純に時系列比較はできない。

3 産業中分類と略称

産業中分類名	略称	産業中分類名	略称
09 食料品製造業	食料品	21 窯業・土石製品製造業	窯業・土石
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料	22 鉄鋼業	鉄鋼
11 繊維工業	繊維	23 非鉄金属製造業	非鉄金属
12 木材・木製品製造業	木材・木製品	24 金属製品製造業	金属製品
13 家具・装備品製造業	家具・装備品	25 はん用機械器具製造業	はん用機械
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	26 生産用機械器具製造業	生産用機械
15 印刷・同関連業	印刷・同関連	27 業務用機械器具製造業	業務用機械
16 化学工業	化学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
17 石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭	29 電気機械器具製造業	電気機械
18 プラスチック製品製造業	プラスチック	30 情報通信機械器具製造業	情報通信機械
19 ゴム製品製造業	ゴム製品	31 輸送用機械器具製造業	輸送用機械
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革製品	32 その他の製造業	その他